

民主党の中村哲之助です。

順にお尋ねします。

## 1. 医療従事者の健康確保

初めに、医療従事者の健康確保です。

結核の発生予防やまん延防止のためには、結核健診が重要です。

特に、結核患者を診療する医療機関の従事者については、確実に健診を行うことにより、二次感染を防止しなければなりません。

医療従事者自身が健康に留意することは、当然の責務のほうですが、感染症法で義務付けられている、定期健診を実施した際に報告をする「結核定期健康診断の実施報告書」の提出率は信じられないほど低いものです。

私は、平成24年2月の代表質問で、この問題を指摘しました。

当時は、病院では100%近い報告率であったものの、医科診療所や歯科診療所の提出率は10%程度でした。

現在の医療機関における定期健康診断の実績報告書の提出率は、どうなっていますか。

- 病院については、平成23年度より毎年100%提出されております。診療所については、平成26年度実績で、医科診療所44%、歯科診療所31.5%となっており、平成23年度からの積極的な取組により、平成23年度に比べて3倍以上改善されました。

## 質問

私が質問してから、提出率が3倍、4倍となり、府あるいは医療機関の従事者も努力されていますが、本来、医療従事者からの報告は、100%であるべきです。

医療機関を受診する患者は、健康な者とは違い、免疫力が低下し、り患しやすいので、医療従事者自身が適切に健康管理をしていなければ、患者に感染させてしまう危険性が高くなってしまいます。

(具体例)

そのような事態を避けるためにも、医療機関で医療従事者が定期検診を受診した際には、必ず報告書を提出させることが重要であると考えますが、府としてこれまでどういう対策をとってきましたか。

また、この結果を受けて、さらなる対策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

- 結核定期健康診断の実施報告書の提出率向上に向けた対策として、医療機関への周知をおこなってきたところです。
- これは、府の保健所だけでなく、大阪市を含めた政令・中核市の保健所が連携して取り組み、それぞれの保健所が、地域の医師会、歯科医師会に、また管内の1つ1つの医療機関にも周知を行っております。
- しかしながら、府としても、まだ提出率が30、40%であることは不十分であると認識しており、更なる向上を目指し、これまで以上に、医療機関に対して実施報告書を提出すべきことをより理解を深め、周知し、提出率向上に向けて関係機関と連携し、取り組んでまいります。

## 質問

政令・中核市を含めた府内すべての保健所と連携し、オール大阪で取り組み、それぞれの保健所が地道な努力を重ねていることは分かりました。

それでも、未だに提出率が30、40%というのはおかしい。これは、提出を怠っているのではなく、法律で義務づけられた健診を怠っているものと受け取られても仕方ありません。

提出しない医療機関に対して、もっと踏み込んだ対応がとれませんか。

厳しいご指摘については、重々承知しております。  
医療従事者の健診の報告書提出は、法律によって定められていることでもあり、さらなる提出率の向上に向け、今後検討し、取り組んでまいります。

## 2. 医業類似行為

次に、医業類似行為です。

近頃、国家資格である、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復のほかに、リフレクソロジー（いわゆる足裏マッサージとも称されるもの）や、整体、カイロプラクティッ

ク等の医業類似行為を行う店舗が広く目につく状況です。

あん摩マッサージ師や鍼灸師は、国家資格であり、法律に基づき開設の届出等が義務付けられ、また、法に違反する行為への罰則が適用される等、事業者に対する指導権限が国や都道府県にあります。

一方、いわゆるリフレなどを行う者は国家資格ではなく、民間療法であるため、施術者の技術水準や施術方法がばらばらであり、また法律に基づく事業者に対する行政や保健所等の指導権限もありません。

そのような中で、健康被害が少なからず発生しているとも聞いています。

折しも、国から、リフレ等の無資格者の医業類似行為による健康被害の状況を懸念し、先般2月に、都道府県や保健所設置市に対し、無資格者の医業類似行為業の迅速な指導について通知したと伺っています。

私も、リフレや整体、カイロ等の医業類似行為の体験を試みたところ、まず、受付において、書面にサインを求められました。

よく確認すると、その書面は誓約書であり、「事故があった場合、一切の責任は負いません」と書かれており、注意事項等が約款のように記載してありました。

そして、これはいわゆる「あはき」ではないと書かれています。

このようにサインを求められれば、利用される方も不信感を感じるのではないのでしょうか。

そこでまず、大阪府管内において、リフレや整体、カイロ等の医業類似行為を行う店舗はどのくらいあるのか教えてください。

また、こうした店舗での医業類似行為による健康被害数はどのような傾向にあるのかお尋ねします。

- 大阪府内における、いわゆるリフレといわれるものや整体、カイロプラクティック等の医業類似行為を行う店舗数については、都道府県や保健所への開設の届出を法律等で義務付けていないため、把握することができません。
- 次に、健康被害については、直近データで平成24年に独立行政法人国民生活センターが発表した医業類似行為による調査結果では、有資格者の施術によるものも含め相談件数が平成19年度以降の約5年間で825件寄せられており、件数は増加傾向にあると聞いています。

## 質問

リフレなどの実態というものが正しく把握できないことはわかりますが、万一、医業類似行為による健康被害が発生した場合、大阪府として、どのように対応していかれるのか、その対応事例を示してください。

- 対応事例については、厚生労働省から平成 26 年 2 月に、健康被害が生じたとされる情報が政令市、中核市を除く大阪府所管分で 3 件あり、いずれも届出されている施術所以外のものでした。  
情報を受けて、所管保健所が事業所に赴き、健康被害に関することについて、事業者の協力のもと事情聴取を行いました。
- いずれの事案においても、健康被害の有無は明確に特定することができなかったものの、今後は、利用者の健康状態を十分に確認するように助言するなど、利用者に健康被害が生じないよう適切に注意喚起を行いました。
- 今般、厚生労働省からの通知において、健康被害に関する相談については、都道府県の消費生活センターへ寄せられることが多く、迅速な指導を行うためには、これらの情報を活用することが有効であると考えられることから、このたび、消費生活センターから大阪府と保健所への情報提供が行われることとなりました。
- 引き続き、医業類似行為業に関する指導について一層の取り組みを図られるよう、本府としても、これまで以上に、保健所や大阪府消費生活センター、警察とも連携を密にしながら対応してまいります。

## 質問

いわゆる「あはき、柔道整復」については、健康被害が発生した場合、保健所の立入検査や指導を行い、未然防止のため、府民に対し、府政だよりや、大阪府ウェブページなどの広報媒体を通じ、注意喚起されていると伺っています。

一方、リフレ等の医業類似行為には、法律に基づく指導権限や規制もありません。

国家資格までとは言いませんが、知事への届出等を義務付けることで、健康被害の未然防止や被害発生時の迅速な対応が可能になるのではないのでしょうか。

そのためには、健康被害が未然に把握できるようにするための法整備や規制等が必要と考えますが、大阪府の所見はいかがですか。

- 本府ではこれまで、国に対し、法において医業類似行為の定義を明確化するとともに、具体的な指導方針を示すことを求めております。
- 現状では、具体化が図られていない状況にありますが、先ほど答弁したような、情報提供の仕組みが見直されるなど、一定改善が図られています。引き続き、国に対し、粘り強く要望してまいります。

## 要望

これまで申し上げましたが、健康ブームに乗り、治療目的だけではなく、癒しを求めて施術を受けたいという消費者ニーズが高まってきていることを受けて、あん摩、はり、きゅう及び柔道整復を施す国家資格者による施術所以上に、リフレや整体、カイロ等の無資格者の店舗に関する看板が町中でよく目につきます。

### 実態の紹介

せっかく健康を求めて来院された方が、施術により健康を害してしまう結果となれば大変残念です。

リフレや整体、カイロ等の無資格者による医業類似行為に対しては、法律の明文規定がないことから、具体的な指導や誇大広告等の規制のあり方について苦慮しているのは大阪府だけの問題だけではないと考えられ、全国統一の取り扱いが必要であると考えます。

そのため、法制化に向け、全国知事会や広域連合へ申し入れる等、全国レベルで働きかけられるよう要望しておきます。

## 3. 福祉施設等の指導監査

次は福祉施設などへの指導監査です。

大阪府が所管する社会福祉法人数、及び障害者・高齢者に関する社会福祉施設の状況は、平成27年4月時点で、社会福祉法人166法人、障害関係施設では、障害者施設542施設、障害児施設585施設。

高齢者施設の介護保険施設数は280施設（特別養護老人ホーム173、介護老人保健施設85、介護療養型医療施設22）、有料老人ホーム数は43施設あるという状況になっています。

福祉の現場においては、誰もが安心して福祉サービスが提供されなければならないものであり、行政による指導監査も重要な一面を持っています。

しかし、これらの施設の中では、職員による利用者虐待の事案が発生し、最近の新

聞などにある介護施設内において施設職員が入居者を転落死させるという悲惨な事案があったところです。

このような事案が発生しないようにするには、監査指導体制が重要です。

それらに対する指導監督の現状はどうなっていますか。

- 介護保険施設に対する実地指導は、平成27年度においては、介護保険施設81施設に対して行った。（特別養護老人ホーム54施設、介護老人保健施設23施設、介護療養型医療施設4施設）  
また、平成27年度において、有料老人ホームに対する立入検査は26件実施した。
- 特に、前回の実地指導で問題が多かった施設や虐待事案などで監査を行った施設については、問題が改善されるまでの間は、毎年の実地指導を行うほか、苦情や通報があった場合などは、緊急の実地指導を行うなどの対応を行っている。

## 質問

介護施設内において施設職員が入居者を転落死させるという悲惨な虐待事案が発生し、その職員が逮捕されました。このような事案が発生しないよう、今の指導監督体制は十分に確保されているのでしょうか。

先ほどお話があった現状の施設数と年間の指導実績件数から見ると、十分な指導を行えているとは考えにくいものです。

改めて指導監査体制をお伺いします。

- 指導担当職員の配置状況について、介護保険施設及び有料老人ホームの指導監督に従事する担当職員は10名。  
実際の実地指導等の体制としては、介護保険施設は3名から4名、有料老人ホームは2名を基本とし、緊急性や事業規模により人員を増やすなど柔軟な体制で指導にあたっている。
- 実地での指導では、介護保険法等の法令により、事業所の職員配置基準、設備基準及び運営基準が定められ、基準にしたがって運営されているかどうかだけでなく、適切な介護サービスが提供されるよう指導を行うとともに、事業所運営に問題点がある場合には、改善策のアドバイスも併せて行っている。
- 実地での指導に加えて、年に一度は全ての事業所を対象とした集団指導を行い、別途高齢者虐待の防止・人権啓発に特化した研修も実施している。

## 質問

この虐待事案があった施設の運営法人は、全国的に事業を展開している会社ですが、今お話があったような体制の中で、事案を受けて大阪府ではどのような対応を行ったのですか。

国では来年度より虐待防止に重点を置いた機動的な指導監査が実施できるよう介護施設への実地指導が抜き打ち可能にすると3月8日付け新聞に掲載されたところです。

今後、このような虐待事案を未然に防止し、さらなるサービスの質を確保するためには、監査指導体制が重要です。

一方、現状では監査指導は限られた府職員だけで行っており、十分にできているとは言えないと思います。

例えば施設を指導監査する団体を育成し連携するといった、指導に「民」の力も活用するなどの、これまでと手法を変えた積極的な体制を構築すべきと考えますが、いかがですか。

- 今回の痛ましい事件の報道を受けて、担当職員の重点的配備を行い、直ちに関連施設の全件立入検査を市町村と連携して行った。  
実施内容としては、施設内の衛生管理状態、入居者処遇に関する目視、書類検査、職員、入居者への聞き取り等を実施し、特に問題となる点はなかったものの、必要な事故報告がなされていなかった点などについて、改善指導を行った。  
今後も問題点の改善状況を確認するため、重点的な立入検査の実施に努めることとしている。
- また、虐待事案を未然に防止するため、通常の実地指導のほか、施設職員向けの研修により身体拘束廃止や虐待防止に関する啓発を行っている。  
これらに加え、施設運営状況に応じた指導の差別化を図るなど、指導の重点化を進め、通報や苦情があった際の迅速な現場対応に努めるとともに、議員ご指摘のとおり、「民」の力を活用し、適切な施設運営に向けての情報収集並びに虐待の未然防止の啓発のための方法を検討し、さらなるサービスの質の確保を図っていきたい。

## 要望

介護施設・介護サービス事業所での虐待・事故を未然に防止するためにも、介護人材の確保と、さらなる資質向上が不可欠であるとともに、指導監督する側の体制も十分でなければなりません。

指導監督職員の配置、実地指導・監査を実施するための十分な財源措置を行うよう求めます。

## 4. 民生委員・児童委員活動のあり方

先日発表された国勢調査の速報値で、大阪府の人口は68年ぶりに減少に転じたと報

道されました。

大都市圏の中では、一足早く人口減少時代に入ったとも言われており、超高齢社会との到来と相まって、今後の地域の活力の維持・発展が大きな課題となっています。

特に、都市部では、核家族化の進行や高齢単独世帯の増加等による、地域コミュニティの希薄化、子どもの貧困問題など、これらに伴う福祉ニーズも高まっており、これらへの適切な対応は喫緊の課題です。

このため、従来から地域社会と住民の暮らしを支える身近な役割を担ってきた「民生委員・児童委員」の役割が一層、重要になるものと考えており、今後のあり方も含めて、何点か質問します。

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱を受けた、無報酬の特別地方公務員としての位置づけのもと、地域における高齢者や子育て世帯等の見守り活動等に熱心に取り組まれています。

本当に頭の下がる思いですが、昨今の福祉・生活課題の複雑・多様化に伴い、民生委員・児童委員の高齢化と負担感の増大や、なり手不足も深刻であると聞いています。

そこで、まず、府域における民生委員・児童委員の現状はどうか、委嘱率や年代別割合等、データで示してください。

- 民生委員・児童委員は、地域住民の生活相談や助言をはじめ、福祉サービス情報の提供や関係機関等との連絡調整など、要援護者にとって「顔の見える」最も身近な支援者となっている。
- 府域（政令市・中核市除く）における委嘱状況については、定数 5,809 人のうち、平成 28 年 2 月 1 日現在の委嘱数は 5,651 人、欠員は 31 市町で 158 人に上り、充足率は 97.3%となっている。
- また、委員ご指摘のとおり、委員の高齢化も進んでおり、前回の一斉改選時である平成 25 年 12 月時点における年代別割合をみると、60 代が 56.9%と最多となっており、続いて、50 代が 19.2%、70 代が 19.0%となっている。1 期前の平成 22 年 12 月時点との比較では、70 代が 7.3 ポイントも増加している。
- 経験期間では、平成 25 年 12 月時点で、3 年未満が 30.8%と最も多く、続いて 6～10 年未満が 26.7%となっており、民生委員・児童委員を 2 期目以降も継続して委嘱してもらえよう、担い手確保が大きな課題であると認識。

## 質問

先ほど、欠員は 31 の市町に上るとの答弁がありましたが、今後、要援護者の福祉需要が高まる中で、担い手の不足は全市町村共通の課題です。

おりしも、今年 12 月には、3 年に一度の一斉改選が行われますが、現場の負担感から、2 期目以降も継続して委嘱する委員も減少するのではないかと危惧しています。

こうした状況にあつて、広域自治体である大阪府が率先して、「なぜ、担い手が不足しているのか」、「新たな担い手をどう確保していくのか」といった点について、関係機関とも連携して、その実態を把握し、担い手不足解消に向けた対応策を早急に検討・実施すべきと考えますが、この点のお考えをお示しください。

- 増加する高齢者の孤立死や児童虐待の問題、ひきこもり、DV（ドメスティックバイオレンス）のように、昨今、福祉・生活課題が複雑・多様化しており、これらへの対応を含む負担感の増大を含めて、様々な地域福祉活動に取り組む民生委員・児童委員の実態等を把握することが必要であると認識。
- このため、府では、昨年 10 月、大阪府地域福祉推進審議会に「民生委員・児童委員制度のあり方検討部会」を設置。民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりの実現に向け、地域福祉活動に取り組む上での負担感の実態や、地域福祉に係る関係機関等との連携等の現状と課題の把握・整理を進めている。
- ご指摘の負担感の軽減については、担い手確保のための重要課題と考えており、検討部会においても、「身体的負担」「精神的負担」「経済的負担」の 3 つの負担に整理し、その軽減策の検討を進めているところ。  
具体的には、「身体的負担」については、行政や社協からの協力依頼事項等の業務量の増加や早朝深夜の対応等の時間的拘束に係る負担が挙げられる。また、「精神的負担」では、困難事例への対応やプライバシー・個人情報の取扱い、「経済的負担」では、慶弔や地域の祭事などの際の金銭負担があげられる。
- 検討部会では、これら 3 つの負担感の軽減策も含めて、関係機関・行政とのネットワーク強化やサポート支援体制の整備、新たな担い手確保策など、今後の方向性を盛り込んだ報告書を、今月末をめどにとりまとめる予定で、今後、市町村や府域の民生委員・児童委員をはじめ、広く府民へ周知・PRを図っていく。

## 質問

新たな担い手確保策の取組みを進めていくとのことですが、そのためには、地域住民に民生委員・児童委員制度、そして活動内容を正しく知ってもらい、認知度アップを図ることが重要です。

こうした広報・啓発の積み重ねが、民生委員・児童委員の円滑な職務遂行につながり、負担感も少しずつ軽減されるとともに、次世代の担い手確保へつながっていくのではないかと考えますが、どうですか。

- 委員ご指摘のとおり、まずは委員・児童委員制度や活動内容を、地域住へ積極的に周知・PRを行うことで、認知度向上を図る取組みは、ひとりでも多くの担い

手を確保するために必要不可欠であると考えている。

- このため、地域住民の理解促進に向けて、各市町村や民生委員児童委員協議会では、ホームページや広報誌にその役割をわかりやすく掲載したり、啓発グッズの配布等を通じて、広報・啓発に取り組んでいるところ。
- また、府では、新たな担い手確保に向けて、その裾野を拓げるため、大学生を対象に、民生委員・児童委員の活動に触れ・学ぶことを通じて、地域の生活・福祉問題への関心を高め、福祉活動への参画を促すことを目的とした「民生委員・児童委員活動の見える化」プロジェクトを検討中。
- 具体的には、大学や市町村、市町村民生委員児童委員協議会等と連携し、民生委員・児童委員活動を体験するインターンシップ等を実施し、修了後、「民生委員・児童委員サポーター」として認証を行うもの。実施にあたっては、個人情報保護や要援護者とのコミュニケーションなど、委員活動に求められる知識やスキルを事前研修の中で学んでもらうこととしている。  
こうした取組みにより、参画した大学生が「コミュニティのあり方」や「ボランティア活動などの社会貢献」など、地域の社会的課題への関心を高めることとあわせて、豊かな人間性を育むことで、将来の民生委員・児童委員の候補生を養成し、今後の担い手不足の解消につなげていきたいと考えている。

## 要望

民生委員・児童委員活動に同行するインターンシップ等を契機として、若者が地域社会に少しでも関心を持ち、地域活動への参画意欲が向上すれば、地域の活性化につながるなど、地域が支え合う好循環がうまれると思います。

ぜひとも、本プロジェクトを推進し、若者の活力を地域へ還元してください。

このインターンシップに応じた若者が、現場で福祉活動の現実の姿を学び、苦勞することは大変意義のあることです。

私自身も複数の大学教授と、「インターンシップ制度に応じて、現場で頑張る学生たちに、『福祉制度』のような講座を編成していただいて、これの単位認定も行えるようにすれば、素晴らしいことだと思いますが、現実に教壇に立っておられる教授として、いかがですか」と相談をしました。その中のある方をA教授としましょう。

A教授は、「新しい、素晴らしい試みですね。福祉関係の大学や、福祉の分野を扱われている大学であれば、絶対に賛成していただけたと思いますよ。

述べ2週間、しっかりと頑張って、だいたい2単位でしょうね。インターンシップ制度は、やろうとすれば、すぐにできるでしょうが、「単位認定」ということになると、今の段階では少し無理ではないですか。どの大学でも、カリキュラムの編成は大抵12月には終わってしまいます。前期・後期としてやられている場合は可能な場合があるかもしれないですが、普通であれば早くても2017年度からになってしまう

と思いますよ。従って、カリキュラムがつくられるまで、できるだけ早い段階で、大学とお話されることをお勧めしますよ。12月までですよ」とおっしゃいました。

また、B教授は、「特に夏休み、学生たちがこの期間を利用してインターンシップ制度に加われば、いろいろなことを体験できるし、これはすばらしいね」といわれました。

単位認定 府はどう思っていますか？

民生委員・児童委員は現場の最前線で大変苦勞されています。

支援者である民生委員・児童委員が一人で課題を抱え込むことのないよう、地区内の民生委員・児童委員同士の連携はもちろん、地域福祉の各コーディネーター間の連携強化を図るとともに、行政もしっかりとサポートしてほしいと思います。

決して、民生委員・児童委員自身が孤立しないよう、負担の軽減を図るとともに、今年12月の一斉改選を控えています、新たな担い手確保に向け、積極的な取り組みをお願いします。

## 5. 生活困窮者の自立支援

平成27年4月1日に生活困窮者自立支援制度が施行されました。

大阪府も実施主体として、自立相談支援機関の窓口を設置し、制度に基づく事業を実施していると聞いています。

自立相談支援機関の窓口へ相談に来られる方は、どのような人が、また、どのような理由で来られているのか、自立相談支援機関の新規相談の受付現状や相談内容を教えてください。

- 生活困窮者自立支援事業の実施主体は福祉事務所設置自治体となっており、府も郡部（島本町を除く9町村）における実施主体として、自立相談支援機関の窓口を池田、富田林、岸和田の各子ども家庭センターに設置し、各町の役場にも定例出張するなど生活困窮者等への支援をおこなっている。

- ・ 府（郡部）の新規相談受付件数は、4月から1月までの10か月間で156件。相談者は男性が約54%と女性より多く、年齢では40歳代、次いで65歳以上が多くなっている。
- ・ 相談内容（複数回答）は、収入に関する相談が最も多く、続いて求職活動に関すること、病気に関するが多くなっているが、それ以外にも住居や家族の問題等様々な内容もあり、多岐にわたっている。
- ・ また、平成26年にモデル事業を実施していた116自治体を対象とした国の調査（平成25年8月～平成27年6月）での新規相談の受付状況は、相談者では男性が多く、年齢では多い順に40歳代、50歳代、65歳以上となっている。また、相談内容（複数回答）では、収入、求職、病気の順で多く、全国においても府郡部の状況とほぼ同様の傾向となっている。

## 質問

自立相談支援機関には、複合的な様々な課題を持った方が相談に来られているというのですが、どのような対応・支援を行っているのですか。

また、相談に来られた方の中には、支援を行うことによって経済的に自立できた方はどれだけいるのですか。

自立していただくことが大切なわけですから、この点を確認します。

- ・ 自立相談支援機関では、複合的な課題を抱える生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう、関係機関との連携を進めるとともに、アウトリーチなども含めできる限り幅広く対応している。
- ・ 自立相談支援機関では、相談を受けた後、
  - ①本人の状況に応じた支援が行えるよう、その方の抱えている課題を評価・分析し、そのニーズを把握
  - ②ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
  - ③各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を行い、法に基づく支援（任意事業等）の他、他制度による支援が必要な方には、適切に繋ぐなどの支援を行っている。
- ・ 制度の中において、経済的自立につなぐ支援としては、就労準備支援事業や就労訓練事業などが考えられる。府内の自立相談支援機関において、就労訓練事業を受けていた方が引き続きその事業所で一般就労された事例があったと聞いている。

## 質問

府は、広域自治体の支援として、府内の福祉事務所設置自治体に対して、どのような支援を行っているのですか。

また、制度がスタートして約1年が過ぎようとしています、制度を進めて行く上でどのような課題があるのか、他の自治体の状況も含めて説明してください。

加えて、その課題を踏まえて今後どのような対応を考えているのかもお願いします。

- ・ 4月から制度がスタートしているが、自立相談支援機関では、相談が多く寄せられている一方、支援困難なケースが多く体制も不十分なこと、また福祉担当者が多く就労支援に結びつけるための支援手法が乏しいことなどから、大変な苦勞があると聞いている。
- ・ そのため、府の広域支援として、任意事業の取組促進や円滑な事業実施を支援するための情報共有や提供などを目的に、4回の市町村会議の開催や府内43全ての市町村への訪問を実施。  
また、相談及び就労支援に関する高い専門的知識・技術を習得するために国が行っている自立相談支援員や就労支援員等の養成研修は、参加人数が限られているため、府内の相談支援員に対しての伝達研修を4回開催し、相談支援員等の資質向上に努めている。
- ・ さらに、28年度は、府内を4ブロックに分け、自立相談支援事業や任意事業など事業を実施する上での課題の整理と今後の対応に関する検討会議の開催や、相談員のスキル向上を目的とした事例検討等も含めた学習会などを実施する予定。
- ・ また、国に対して、各自治体において、実施体制の整備や事業実施が円滑に推進できるように必要な財源を講じるとともに、生活困窮者が抱える複合的な課題に対し包括的に支援する体制が確立できるよう、相談支援員向けの研修を大幅に拡充し、永続的に相談支援員等の量的確保及び資質向上を図ることに加えて、企業が生活困窮者を雇用した場合の優遇措置（税免除など）や支援制度（ケア要員や一定期間内の給与支援など）など、企業の雇用を促進するために必要な財政措置を要望している。

## 要望

生活困窮者は、複合的な課題を持っている方が多く、「制度の狭間」に陥らないように、関係機関でしっかりと支援していくことが必要です。

また、支援が必要なのは生活困窮者だけではありません。

今年の4月から「障害者差別解消法」が施行され、府では、今議会において「障害者差別解消条例」が上程されています。

また、改正障害者雇用促進法も施行されます。

差別解消の分野は府民生活の幅広い分野にわたり、事案の内容もさまざまであるため、関係機関が連携して取り組むことが重要です。

加えて、子どもへの支援も必要です。

親が仕事で帰宅時間が遅いと、子どもが一人で食事をとったり、コンビニなど外食に頼ったり、親を待って就寝時間が10時を過ぎたりという生活になったりして、必要とされる睡眠時間より3時間以上も少ない子ども達が数多くいることも報道されています。このままでは、成長過程への負の影響が懸念されるとの新聞記事を目にしました。

最近では、大分県や福岡市で、行政が「子ども食堂」を運営する団体への助成金を予算に盛り込んだというニュースがありました。

また府では、一昨日、補正予算案を可決し、約1千万円の事業費で「子どもの生活に関する実態調査」を実施することになりました。

調査項目は、起床・就寝時刻、食事のこと、3食摂っているか、その時間帯はどうかなどの日頃の生活習慣とともに、塾や習い事、クラブ活動などの学習環境などとなっていて、いい調査だと思います。

ただ事業の内容を見ますと、残念ながら、調査の対象は小学生と中学生です。子どもにとって大切な時期は、小学校入学前の乳幼児の時期です。

こういった時期の子どもを対象とした調査こそが必要であると、申し述べておきます。

いずれにしても、支援の方向性を見極めるうえで重要なことは、まずしっかりと現状を把握することです。そのことができて初めて、適切な方策を講じることができません。

支援を必要とする人たちが抱える課題について、行政でも色々な部局がそれぞれ支援を担っていると思いますが、大阪府として関係機関が協力し、実効性のある施策を展開してもらおうよう、強く要望します。